

逆瀬台小学校区まちづくり協議会「ゆずり葉コミュニティ」
8月度役員会開催のお知らせ（ご案内）

ご多忙のところ、万障繰り合わせの上ご出席の程、よろしくお願いします。

日 時：平成29年8月6日（日） 10：00～12：00

場 所：逆瀬台小学校内「ゆずり葉コミュニティルーム」

《 議 題 》

報 告

- (1) 「コミュニティ協賛金」について (会計委員)
29年度協賛金の現金納入は、当日9:50～10:00 でお願ひします。
- (2) 6/4(日) 6月度役員会議事録について (書記委員)
資料 1～2 / 23頁
- (3) 6/14(水) 「まちづくり協議会代表者交流会」次第・報告について (会長)
資料 3～8 / 23頁
- (4) 7/24(月) 福祉コミュニティ支援事業意見交換会について (活動支援局長)
資料 9～19 / 23頁
- (5) 8/20(日) 宝塚市健康づくり推進員の推薦について (活動支援局長)
31.8.19迄 石谷氏(逆瀬台)、金城氏(光ガ丘)、政清氏(青葉台)
マサキヨ
- (6) 10/1 付発行の「ゆずり葉だより」秋第89号について (事務局長)
原稿締切=8/20(日) 引取り=9/17(日) 10時～11時

議 案

- (1) 10/21(土) ゆずりは会「ゆずり葉まつり」について (ゆずりは会)
資料 別途
- (2) 10/1(日) 逆小校区「福祉ネットワーク会議」について (会長)
10:00～11:30 社協「第6次地域福祉推進計画」講話20分、11団体＋3
行政「エイジフレンドリーシティ」講話20分、残50分
- (3) 宝塚第2地区防災会とゆずり葉コミュニティの関係について (会長)
宝塚ゴルフ場の避難地協定：役職＝防災会会員の互選
- (4) ゆずり葉C「公園リノベーション事業」実行委員会の設置について (事務局長)
資料 20～23 / 23頁 個別(仮払)会計・個別補助金報告書提出

＊ ＊ その他事項について

以 上

平成 29 年 6 月 4 日
逆瀬台小学校区まちづくり協議会
「ゆずり葉コミュニティ」
会長 中村一雄
書記 高崎恒子

「平成 29 年 6 月度役員会」議事録

日時 平成 29 年 6 月 4 日（日） 10 : 00 ～
場所 ゆずり葉コミュニティルーム
出席者 議決権者 中村、石谷、大澤、佐野、栗林、山中、遠藤、柳瀬、大森、
木下、本行、原、平塚、西川、原田 （15 名）
非議決権者 井篁、西澤、山川、高崎、篠原、坂井
ゆずりは会 松永、百瀬、徳田、山崎、大川、石黒
行政 藤田(市民協働推進課)、水野(資産税課)
社 協 大関 （合計 30 名）

< 議題 >

報 告

(1) 「ゆずり葉まつり」について

ゆずりは会の山崎氏（ゆずり葉まつり担当）から、今年の「ゆずり葉まつり」の開催日と場所、内容（ほぼ前年通り）の簡単な説明と、実行に際してのコミュニティに対する従来通りの協力要請があり、基本的には了承した。

日時・場所：10 月 21 日（土） 逆瀬台小学校 校舎・体育館内中心で開催する

※ 派遣人数・協力内容等実施に際しての詳細は、8 月の役員会で書面をベースに確認・決定する。

(2) 4/30(日)定時役員会&5/9(火)5 役会開催について

井篁相談役より説明があり、これを承認した。

(3) 5/8(月)・12(金) 行政と踏査、白瀬川「若瀬橋出入口の散策路」について

中村会長から、4 月 26 日（水）、江崎生活安全室長、金岡建設室長、中村会長、千秋前会長が話し合い。5 月 8 日（月）、江崎生活安全室長、金岡建設室長、中村会長が現地踏査などで申入れ、5 月 12 日（金）、中村会長、石谷事務局長、遠藤監査役員、外山役員と行政から江崎室長、金岡室長が現地踏査を行った。その結果、阪神北県民局と 6 月末から 7 月上旬に行政が窓口となって話し合いの場を設定する。

(4) 経理業務の支払いに係る注意事項について

西澤前経理担当委員が行政の資料「補助金の執行にあたって特に注意すること」「補助金に係る補助対象・補助対象外経費の考え方」を基に説明した。

- (5) 7/24(月)福祉コミュニティ支援事業意見交換会について
社協大関さんから、市内20のまちづくり協議会が社会福祉センターに集まり意見交換会を行うので各3名程度出席要請があり、会長、事務局長、活動支援局長の3人を決めた。
- (6) 7/1付発行の「ゆづり葉だより」夏第88号について
石谷事務局長から、「ゆづり葉だより」の引取日が6/11(日)午前10時～11時なので、必ず引き取りに来て欲しい旨の案内と要請があった。

議 案

- (1) 「平成29年度定時役員会議案書」について
4月30日(日)に定例役員会が開催され、定時役員会議案書が決議されていなければならないが、当日は書類が多く明確でなかったため中村会長が説明し役員名簿の3名が変更となった。
役員：逆瀬台管理組合 河本京太⇒西川雅己
 シャンティー逆瀬川管理組合 石丸誠一⇒原田充成
監査役員：逆瀬川パークマンション 宮岡昭一⇒遠藤捷爾
- (2) 逆小校区「福祉ネットワーク会議」開催について
社協大関さんから概要の説明があり、10月1日(日)に開催することが決定した。
- (3) 宝塚市公園リノベーション事業補助金申請について
石谷事務局長から資料に基づき説明され、予算は補助金範囲内で実行委員会を設置して行うことが決定した。
- (4) 宝塚市まちづくり協議会補助金「第4号事業」17万円申請について
石谷事務局長から昨年通りの逆瀬台自治会の桜まつり、夏祭り、文化祭で申請を行う説明があり全員承認した。
- (5) 社協「福祉コミュニティ支援事業助成金」17.7万円申請について
石谷事務局長から説明があり全員承認した。
- (6) 「コミュニティ協賛金」について
古泉活動支援局長が欠席となり中村会長から、資料に基づいて、今年度の協賛金の支払いについての説明と依頼があり、全員承認した。現金支払いの場合は、次回役員会の 8/6 9:50～10:00 経理委員まで。
振り込みは出来たら6/末日迄にお願いしたい。
- (7) 平成29年度「活動登録助成金配布表(案)」について
古泉活動支援局長が欠席となり中村会長から、資料に基づき、提案があり全員承認した。
本議案が承認された結果、本日、活動事業助成金決定通知書が各団体に配布された。

※ ※ その他事項について 特記すべき事項なし。

以上

平成29年度 第1回まちづくり協議会代表者交流会

日時：平成29年6月14日（水）14時～16時

場所：宝塚市上下水道局第一会議室

1. 新座長・副座長挨拶（5分）
2. まちづくり協議会代表者自己紹介（1人×1分）
新メンバーを迎え、代表者の皆様（座長・副座長除く）に自己紹介をしていただきます。
3. 事務局挨拶（3分）
4. 要綱の改正について（報告）（5分）
＜事務局説明＞
5. 平成29年度の市の取組について（30分）
＜事務局説明＞
 - ①地域ごとのまちづくり計画の見直し支援について（平成29年10月～開始）
 - ②若手職員行事参加調整表について（お願い）平成29年7月末〆切
 - ③部会活動参加調整表について（確認）
 - ④「市民と市長のテーブルトーク」について
 - ⑤まちづくり協議会紹介チラシの作成について
6. 平成29年度のまちづくり協議会代表者交流会の活動について（10分）
7. お知らせ（30分）
＜事務局説明＞
 - ①個人情報保護法の改正について
 - ②「宝塚市のまちづくり協議会」ガイドライン策定報告
※冊子版及びチラシ版の必要部数を市民協働推進課までご連絡ください。
（1まち協につき、それぞれ100部までお渡し可能です）
※ガイドラインは、ポータルサイトからもご覧いただけます。
 - ③FM宝塚出演予定
平成29年6月20日（火）コミュニティ売布
平成29年6月21日（水）仁川まちづくり協議会
平成29年7月7日（金）コミュニティ美座

④新年度まち協推薦委員

- ・障害者週間記念事業・身体障害者補助犬シンポジウム実行委員 仁川 綿会長
- ・宝塚市パブリック・コメント審議会委員 末広 豊田代表
- ・宝塚市奨学生選考委員会委員 美座 梅村代表
- ・『第13回宝塚ハーフマラソン大会』実行委員会委員 山本山手 奥野代表

⑤ポータルサイト更新用データ（元データ）の提供について

宝塚NPOセンターへ以下のデータの提供をお願いします（6月末までを目途に）。

- ・会則（変更があった場合）
- ・組織図（変更があった場合）
- ・平成28年度決算
- ・平成29年度予算
- ・平成29年度事業計画

宝塚NPOセンター 担当 馬越氏

送付先メールアドレス：zukanpo@hnpopo.net

TEL：0797-85-7766

⑥兵庫県「地域相互見守りモデル事業（地域となり組）」補助金について（ご案内）

8. 宝塚市健康づくり推進員の推薦について（健康推進課）（5分）

9. エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画の報告及び災害時要援護者支援制度について
（地域福祉課）（5分）

10. 今後の日程

平成29年度第2回：平成29年9月13日（水）14時～16時

場所：市役所3階 3-3会議室

※基本は第2水曜日

《配布資料》

- ・平成29年度まちづくり協議会代表者名簿
- ・平成29年度宝塚市総合組織図（平成29年6月1日現在）
- ・まちづくり協議会に係る平成29年度の地域担当制について
- ・まちづくり協議会代表者交流会設置要綱（改正部分明示版）
- ・まちづくり協議会代表者交流会設置要綱
- ・「地域活動きずな研修（概要）」資料
- ・若手職員行事参加調整表
- ・個人情報保護法の改正に伴う対応について
- ・地域相互見守りモデル事業（地域となり組）のご案内

宝塚市まちづくり協議会代表者交流会（平成２９年度・第１回）報告

日 時 平成２９年６月１４日（水）１４：００～１６：００
場 所 上下水道局 第１会議室

出席者 まちづくり協議会（１８）（欠席２）
市民交流部 中西 きずなづくり室 古家
きずなづくり室地域自治推進担当 新城
市民協働推進課 吉岡、山田、大崎、新元、藤田勝己、
藤田敏明、藤田勝治、片岡

議事概要（要旨）

１．新座長・副座長挨拶

○新座長、副座長より就任の挨拶があった。
平成２９年度座長：久保田会長（長尾）
平成２９年度副座長：松原会長（ひばり）、小中会長（西谷）

２．まちづくり協議会代表者自己紹介

○新代表者を迎え、各まちづくり協議会代表者から自己紹介があった。

３．事務局挨拶

○今年度の市の体制を報告するとともに、事務局より自己紹介を行った。

４．要綱の改正について（報告）

○前回のまちづくり協議会代表者交流会（平成２９年３月８日（水））で承認を得た要綱の改正について、事務局より報告を行った（平成２９年６月１４日（水）施行）。
出た意見は以下のとおり。
・代表者交流会の座長・副座長は現在、（人数によっては、）いくつかのブロックの中で選出（平成２９年度は、５、６、７ブロックより選出した）しているが、公平性を保つため、ブロックごとではなく、まちづくり協議会ごとにしてはどうか。
→今後、検討を行うことになった。

５．平成２９年度の市の取組について

○下記のとおり事務局より説明とお願いを行った。
①地域ごとのまちづくり計画の見直し支援について
平成２９～３１年度にかけて、取り組んでいくまちづくり計画の見直しについて、今年度の取組を中心に説明を行った。今年度については、平成２９年１０月から、まちづくり計画見直しのための「ガイドライン」を、まちづくり協議会、宝塚市協働のまちづくり促進委員会の意見を反映しながら、作成したい旨お伝えした。具体的には、宝塚市協働のまちづくり促進委員会の中の「仕組みづくり検討部会」にまちづくり協議会の方をお招きし、議論して行く予定。また、「ガイドライン」作成の他、現行のまちづくり計画の進捗状況の確認、まちづくり計画に盛り込む内容の整理の実施も考えている。市が委託するコンサル業者（業者は平成２９年９月に公募により決定予定）がサポートする予定。なお、平成３０年度は、住民意見の集約、地域課題の洗い出しなど、平成３１年度は、計画全体のとりまとめを行う。いずれも、市の委託業者がサポートに入る予定。また、職員体制としては、平成３０年度より、室長級職員が各まちづくり協議会にお伺いし、まちづくり計画の見直し支援に取り組んでいく予定。具体的な案内については、次回の交流会にて、連絡することになった。
出た意見については、以下のとおり。

・室長級の職員が支援に入るとあるが、役職に関わらず、地域のことをよく知っている職員、また、まちづくりに興味のある職員の方がいいのでは。「勉強させてください」というようなスタンスで来られては困る。

→支援については、一定の責任を持った職員が行った方が良いのでは、ということで室長級職員が出向く予定。たしかに、地域をよく知る職員が行くことは重要。参考にさせていただく（事務局）。

・どの範囲まで関わってもらえるのか。具体的に教えてほしい。

→具体的に決定した段階でお伝えさせていただきたい（事務局）。

・まちづくり基本条例の中で、まちづくり協議会の位置づけがされていない。根拠がないと見直しができないのではないかな。

→条例についても検討すべきだと考えている。

・まちづくり協議会の根拠を条例で位置づけ、まちづくり計画を敬意あるものにしてほしい。そうしないと、地域が自分たちのまちづくり計画を保持できない。

・これまでのまちづくり計画の総括をすべきである。今後、見直しにあたっては、過去の総括が最重要。総括表（これまでの総括ができるようなチェックシート）があればよい。

・総括は行うつもりではあるが、まちづくり計画が抽象的なので、個々の細かい所については、総括しにくい部分がある。

→まちづくり計画については、各まちづくり協議会によって温度差がある。今回は、一から作るわけではないので、これまでの計画の見直しと、新たに組み込む内容などの検証をしていただく予定（事務局）。

②若手職員行事参加調整表について（お願い）

地域活動きずな研修（概要）の説明と若手職員行事参加調整表提出のお願いを行った。平成29年7月末〆切としているが、夏祭りなどのイベントなど、早い段階で調整が必要な場合は、提出された時点で調整していく旨連絡を行った。

出た意見は以下のとおり。

・イベント当日だけの参加だけでは意味がない。準備段階の実行委員会の参加も認めてほしい。

→今回の参加は、「職員も地域と一緒に汗をかいて」活動を行いたいと思っている。そのため、準備も参加させていただけたらと思っている（事務局）。

③部会活動参加調整表について（確認）

部会活動参加調整表について、提出予定があるまちづくり協議会があれば、提出していただくようお願いした。

④「市民と市長のテーブルトーク」について

平成29年度は、まちづくり協議会ごとに開催する予定（平成29年11月以降）。テーマは、「エイジフレンドリーシティの取組」について（予定）。詳細については、決定次第、連絡する旨お伝えした。

出た意見は以下のとおり。

・これまでのテーブルトークで出た意見の中で、（施策や改善など）実現したものはあるのか。

→テーブルトークで出た意見は様々であるが、中には、具体的な市内の「危険箇所」についてご指摘をいただき、市も対応を行うなどの事例もあった。成果はそれなりにあり、やってきてよかったと思う（事務局）。

・まちづくり協議会を対象ということだが、行程表はあるのか。

→まわり方を含めて詳細を検討中である。座長、副座長とも相談し決めていきたい（事務局）。

⑤まちづくり協議会紹介チラシの説明について

「まちづくり協議会とは何か？」を広く、市民の方に知ってもらうための全戸配布用チラシについて、今後案ができたならお示しする旨、説明を行った。

出た意見は以下のとおり。

・今回できた「宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン」とは、何が違うのか。

→「宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン」は、民主的な運営を行うためのガイドライン

である。今回の全戸配布用チラシは、まちづくり協議会を知らない人に知ってもらうためのよりわかりやすいものをと考えている。

・各まちづくり協議会のアンケートを載せてもらえないか。検討してほしい。

6. 平成29年度のまちづくり協議会代表者交流会の活動について

○出た意見は以下のとおり。

・どうすれば、皆の意見が反映されるか、ということだと思う。活動内容については、座長、副座長の中で検討してほしい。持続的な計画性のある活動が出来たらと思う。

・代表者として、まちづくり協議会から1名ずつ来ているが、他の方も含めて、昨年行ったようなワークショップができたらと思う。

・庁内いろんな課で協働のまちづくりの必要性が生じるため、役職ある市職員を交えてワークショップが出来たらと思う。

7. お知らせ

○下記のとおり事務局よりお知らせを行った。

①個人情報保護法の改正について

平成27年9月に公布された改正個人情報保護法により、これまで法の適用除外とされていた小規模事業者（まちづくり協議会、自治会、同窓会等の非営利組織含む）も、全面施行日の平成29年5月30日から法の適用を受けることになった旨、お知らせをした（詳細は、配布資料のとおり）。

②「宝塚市のまちづくり協議会」ガイドライン策定報告

ガイドライン冊子及びチラシの策定報告を行った。ポータルサイトにもデータを掲載しており、活用していただくようお願いをした。

③FM宝塚出演予定

平成29年6月、7月出演予定の方のご紹介を行った。

④新年度まち協推薦委員

平成29年度の各審議会等にかかるまちづくり協議会からの推薦委員の紹介を行った。

⑤ポータルサイト更新用データ（元データ）の提供について

宝塚NPOセンター馬越氏より、「宝塚市みんなのまちづくり協議会」ポータルサイト更新のためのデータ提供のお願いを行った。

また、事務局より、ポータルサイトの「新着情報」欄について、旧、新両方のブログを使用している地域については、新ブログのみ新着情報として掲載されるようシステム改修を行う旨、報告を行った（旧ブログのみ使用されている地域については、旧ブログが新着情報にアップされる）。

⑥兵庫県「地域相互見守りモデル事業（地域となり組）補助金」について

資料に基づき、補助金の概要説明を行った。

8. 宝塚市健康づくり推進員の推薦について（健康推進課）

○健康推進課より、平成29年度宝塚市健康づくり推進員の推薦について、資料に基づきお願いを行った。

9. エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画の報告及び災害時要援護者支援制度について （地域福祉課）

○地域福祉課より、エイジフレンドリーシティ宝塚行動計画の報告及び災害時要援護者支援制度について、資料に基づき説明を行った。

10. 今後の日程

平成29年度第2回：平成29年9月13日（水）14時～16時

まちづくり協議会代表者交流会設置要綱

(目的)

第1条 各まちづくり協議会における現状や課題を共有する意見交換の場とし、互いの独自性を尊重しながら、まちづくり協議会の交流を深め、活動の活性化を図ることを目的にまちづくり協議会代表者交流会（以下「交流会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 前条の目的に沿った運営を行うため、まちづくり協議会の連合組織は設置しない。

(運営)

第3条 交流会は、市民が主体的に運営するまちづくり協議会の趣旨に則し、まちづくり協議会と行政が協働で運営する。

(構成)

第4条 交流会は、原則として各まちづくり協議会の代表者で構成する。

(座長等の選出)

第5条 交流会の構成者の互選により、座長一名及び、副座長若干名を選出する。

(座長等の任務)

第6条 座長は、交流会の進行役を務め、交流会全体をコーディネートする。

2 副座長は、座長の任務を補佐し、座長に事故あるとき座長の代理を務める。

(座長等の任期)

第7条 座長の任期は一年とし、原則として再任できないものとする。

(会議)

第8条 交流会の会議には、まちづくり協議会の代表者が出席する。

2 前項の規定にかかわらず、まちづくり協議会の代表者が出席できない場合は、まちづくり協議会の副代表者が出席する。

(部会等)

第9条 交流会において必要がある場合は、部会又は小委員会を設けることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交流会の運営に関し必要な事項は、交流会で協議し定める。

附 則

この要綱は、平成24年（2012年）6月5日から施行する。

この要綱は、平成25年（2013年）7月3日から施行する。

この要綱は、平成27年（2015年）6月10日から施行する。

この要綱は、平成29年（2017年）6月14日から施行する。

2017. 7. 24

第6次地域福祉推進計画について



宝塚市社会福祉協議会

平成29年度～33年度

第6次地域福祉推進計画

“安全で安心な楽しいまちをみんなで作ろう”

1. 計画策定にむけた調査

⇒我が国の現状と動向

2. 計画における基本目標

3. 推進する取り組み

1. 計画策定に向けた調査

ワーキングチームを発足。

・地域活動や会議等へ参加し、地域活動の参加者、活動者や当事者などから意見を伺いました。

1. 現状の課題
2. 生活ニーズ
3. 理想となる地域像

回答の多かった キーワード

1. 共通する課題

ひとのつながり・情報・居場所がない
当事者は社会参加が難しい

2. 理想の地域像

つながりあい＝連携、仕組み
子ども、企業、施設活用、防災
未来に向けた計画

我が国の状況と動向

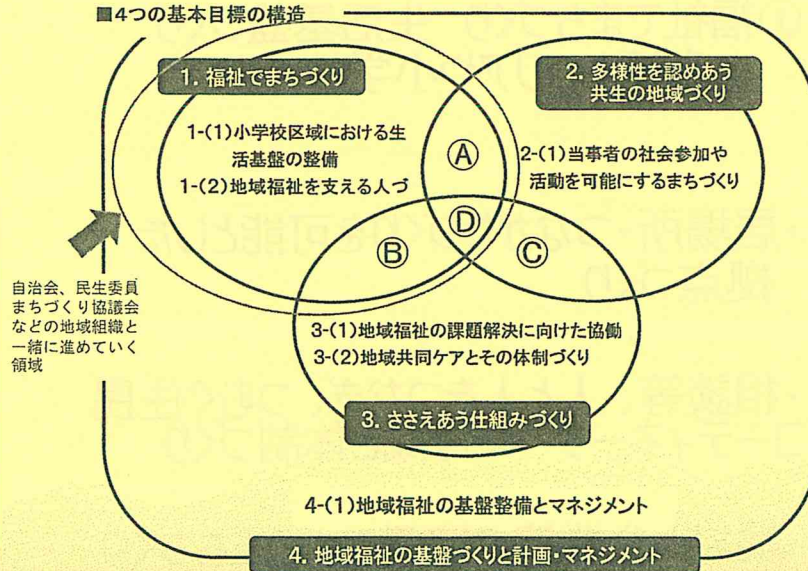
- 急速な高齢化
- 2025年をピークとした人口減少
- 高齢単身者と高齢世帯の増加傾向
- 近所づきあいの希薄化・社会的孤立
- 福祉の問題⇒社会の問題



- 住民が主役のまちづくり
- みんなで支えあう関係
- 自分発の健康活動
- プラス1による仲間づくり
- みんなで受け止め、みんなで相談
- ひと・居場所の発見（おたから探し）

2. 計画における基本目標

■4つの基本目標の構造



3. 推進する取組

①福祉でまちづくり 生活基盤づくり 身近なエリアや小学校エリアで

・自治会範囲における見守り・支え合い
活動の推進＝地域ささえあい会議

・校区ネットワーク会議を課題解決型へ

・5年先を見越した福祉課題への取組
(計画づくりなど)

3. 推進する取組

①福祉でまちづくり 生活基盤づくり 身近なエリアや小学校エリアで

・居場所・つながりづくりを可能とした
拠点づくり

・相談等、人と人をつなぎ、つむぐ住民
コーディネーターの育成と体制づくり

・地域と企業等の協働によるまちづくり

3. 推進する取組

①福祉でまちづくり 支えあう仕組み 小学校エリアやブロックエリアで

- ・地域と社会福祉法人との協働による
課題解決、資源活用、情報共有

- ・ブロックエリアによる地域、専門職との
情報共有と支援体制づくり

- ・災害時要援護者支援における地域内
の連携

3. 推進する取組

①福祉でまちづくり 当事者の参画 ブロックエリアや市エリアで

- ・子ども・子育て世代のサポート

- ・認知症・ひきこもりの方などの活躍

- ・同じ課題を抱える方のネットワーク

- ・専門職による解決のしくみづくり

まちづくり協議会の皆様へ

- ・従来の地域活動 + 1 = 開発
- ・5、10年先のビジョンづくり
- ・住民ができること
専門職、民間企業に頼むこと
一緒に取り組むこと
- ・地域の宝を見つけ出す。

最後に

・これから5年間、第6次地域福祉推進計画に基づき、皆様とともに、地域福祉を推進させていただくにあたり、各種事業の見直し・組み換えなどが必要となって参ります。

・地域の実情が異なりますが、できるところからいっしょに進めて参りたいと考えております。

是非、一度、役員会や学習会の際に説明の機会をいただければ、幸いです。

ご清聴ありがとうございました。



社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
福祉コミュニティ支援事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、住民が主体となって誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていく「福祉のまちづくり」を宝塚市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が支援するものである。

(支援の内容)

第2条 社協は、地域の人々が主体的に福祉コミュニティの形成に取り組まれるまちづくり協議会に対して、活動内容の相談および助成金の交付を行う。

(助成対象となる活動)

第3条 次に掲げるねらいに即した活動とする。

【基本活動】※5つ以上の活動を実施

○「知る、学ぶ、伝える」ための活動

地域住民が参加し、福祉問題の発見・把握を行い、福祉サービスや介護・健康・老後について学習したり、社会資源の現状を把握することによって、住民の福祉に関する理解と関心を高める活動。

○「ふれあう、交流する」ための活動

住民自らが「気づいたこと」や「感じたこと」をもとに、実際に地域で援助を必要としている方々とのふれあい交流活動。

【ステップアップ活動】※基本活動＋2つ以上の活動を実施

○「協議する・連携する」ための活動

地域の福祉課題や取り組む活動について、話あい、情報共有ができるテーブルづくり
小学校区単位の地域福祉ネットワーク会議

※ 小学校区単位の地域福祉ネットワーク会議開催は、ステップアップ活動選択時に必須活動でおこなうものとする

○「見守る・予防する」ための活動

地域内に住んでいる高齢者や障害者、または児童が安心して暮らしていくために、住民主体の見守り活動および健康維持・介護予防を目的とした、定期的におこなうリハビリや健康体操の実施

○「人材を育てる」ための活動

地域で、次の世代の人材を育成していくための活動として、学校と連携した福祉教育の実施や地域ボランティアの養成活動

【重点活動】※基本活動＋ステップアップ活動＋週1回以上の日常生活支援活動

○「支えあう」ための活動

地域で援助を必要としている方の自立生活を支援するため、住民主体の具体的な見守り・支え合い活動などの推進、また、生活障害を持った方々のグループ化をはかる活動。

【オプション活動】 ※週3回以上から週5回以上の地域福祉活動拠点設定

○「相談」「情報」「交流」「活動」等の機能を持つ地域福祉活動拠点の設定

○地域福祉活動拠点における事務局機能の整備（地域人材の配置）

（1）拠点の位置づけ

日常生活圏域であるおおむね小学校区（まちづくり協議会）範域において、「相談・情報・交流・活動」などの機能を持った、中核的な役割の地域福祉活動拠点の場をつくることで、福祉課題を抱えている方を支えあっていく地域社会を構築していく。

（2）拠点の開催頻度等

地域福祉活動拠点において、表2に掲げる活動プログラムが週5日以上開館の上、実施されることを原則とする。ただし、週1日以上の開館活動から助成申請はできるものとするが、拠点設定日より1年間の間に週3日、3年間で週5日の活動体制にすることを原則とする。上記、未達の場合は全額返還を要するものとする。

（3）事務局機能の整備（地域人材の配置）

上記（1）、（2）の要件を満たした各活動拠点において、コミュニティ活動等に関する地域住民からの問い合わせや相談への対応、地域の活動に関する連絡・調整等のための地域人材を配置。

（週に3日から取り組み、3年間かけて、週に5日以上配置）

（助成金額）

第4条 助成金額は、各まちづくり協議会範域内自治会及び、民生児童委員を通じて、協力頂いた、前年度12月末までの社協会費の実績額と活動内容に基づいて決定する。但し、千円未満は切り捨てとする。（表1参照）

2 ステップアップ活動に取り組むまちづくり協議会については、基本活動を選択の後、追加活動として上限3万円の追加助成を行う。（表2参照）

3 地域福祉活動拠点設定に取り組むまちづくり協議会については、重点活動を選択の後、オプション選択として、拠点使用および運営にかかる諸経費として、上限8万円の追加助成を行う（表2参照）

4 重点活動に取り組む、かつ週1回以上の日常生活支援活動に複数取り組んでいこうとするまちづくり協議会については、内容に応じて一部追加助成を行う。

5 助成金額の決定については、内容確認の上、交付決定通知（様式3号）により行うものとする。

（申請書並びに報告書の提出）

第5条 助成金の交付を希望するまちづくり協議会は、原則として年度当初に本要綱に添い、予算書（様式2-1号）および活動計画書（様式2-2、2-3号）を作成し、それに助成金交付申請書（様式1号）および役員名簿を添付の上、社協に交付申請を行うものとする。

2 助成金の交付を受けたまちづくり協議会は、年度終了後15日以内に決算書（様式5-1号）および活動報告書（様式5-2、5-3号）を社協に提出するものとする。

3 剰余金については、基本的に社協に返金するものとする。但し、次年度具体的な福祉活動計画のあるまちづくり協議会は、剰余金繰り越し申請書（様式6号）により剰余金の繰り越しを申請できるものとする。尚、剰余金の繰り越し決定については、内容確認の上、社協より繰越金承諾書（様式7号）により行うものとする。

(その他)

第6条 宝塚市まちづくり協議会補助金の交付を受ける場合は、宝塚市まちづくり協議会補助金と本助成金の使途を明確に区分するものとする。

2 申請時および、報告時、または年度途中において必要があると認めた場合はさらに詳しい書類の提出を求める他、事業の実施状況、助成金の使用状況等の調査を行うものとする。

3 報告がなされない場合や、虚偽の報告などの不正行為が発覚した場合は、助成金の返還を請求するものとする。

4 宝塚市の地域福祉を推進するために、7～9月の社協会員募集強化月間においてまちづくり協議会が開催する行事等で積極的に社協会員募集を行い、本事業にかかる助成金の財源の確保に協力するものとする。(表3参照)

附 則

この要綱は、平成10年5月7日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

(表1)

活 動 内 容	助 成 金 額 (上限額)
【基本活動】 ○会費 20%+5 万円 ○5 つ以上の活動を実施 イベント・交流・学習会 月 1 回集う場 体操教室・会食会	各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度 1 2 月末までの社協会費実績額の、 2 0 % + 5 万円
【ステップアップ活動】 ○会費 20%+5 万円+3 万円 ○基本活動+2 つ以上の活動 <u>校区地域ネットワーク会議 (必須)</u> <u>人材育成活動、見守りネットワーク</u> <u>介護予防活動</u>	各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度 1 2 月末までの社協会費実績額の、 2 0 % + 5 万円 + <u>上限 3 万円</u>
【重点活動】 ○会費 30%+10 万円 ○基本活動+ステップアップ活動+週 1 回以上の日常生活支援活動 日常生活支援型活動 週 1 回以上集う場活動	各まちづくり協議会区域内自治会、および民生児童委員を通じてご協力いただいた、前年度 1 2 月末までの社協会費実績額の、 3 0 % + 1 0 万円
【オプション活動】 <u>地域福祉活動拠点の設定と地域人材の配置 ※「重点活動」以上</u> ○「相談・情報・交流・活動」などの機能を持った、中核的な役割の地域福祉活動拠点の場をつくることで、福祉課題を抱えている方を支えあっていく地域社会を構築していく。 ①地域福祉活動拠点の設定 助成は、1 年限りであり、上限金額は 8 万円 週 5 日開館を目指す (週 1 回開館からの開始可) ・ 1 年目：週 3 日以上開館 ・ 3 年目：週 5 日以上開館 ②地域人材の配置 上記の本要綱による地域福祉活動拠点の設定後のコミュニティで、活動拠点において、コミュニティの情報提供や地域福祉活動に関する問い合わせや相談などを受ける人材を開館頻度と並行して配置する。 ・ ①と同じ頻度 (3 年で週 5 日以上) で人材を配置していく。 ・ 助成金額は、2 4 万円 / 1 年 (3 年間) ・ 本要綱による地域福祉活動拠点の設定が必要	

※オプション活動② 地域人材の配置について

各活動拠点における活動と並行して配置するということで、滞在時間は、1 時間いたら 1 日にカウントするという扱いではなく、最低でも午前・午後など半日は配置すること。

(表 2) 地域福祉活動拠点機能

相談	地域福祉活動の相談窓口 ・気楽に相談ができる機能 ・身近な場所での専門的相談
情報	当事者座談会の開催 ・当事者の声の発信、収集 福祉情報の掲示 ・福祉施策、地域の福祉情報、地域のイベント情報の受発信
交流	地域活動団体の活動拠点 ・高齢者・障害者・子育て中の親や子ども、定年退職者の方等が集まる場所づくり（みんなが集まる場） ・誰もが入りやすい環境づくり ・世代交流・カラオケ・おしゃべり・囲碁・将棋・喫茶コーナー・作品展示会・手芸教室等 ・福祉施設と施設と地域の人との交流・理解を深める
活動	集う場づくり活動 ・ふれあいいきいきサロン ・子育てサロン ・週 1 回以上の活動の実施支援 福祉学習会、講座 ・人材育成講座 ・健康教室、介護教室など

(表 3) 宝塚市の地域福祉を推進する活動

・ 7～9 月の社協会員募集強化月間で開催する行事にてのぼりやポスターなどを設置し、コミュニティ活動に参画する方々へ社協会員募集を PR する。 ・ コミュニティの広報紙やチラシ等に「自治会、民生委員などを通じて社協会員の依頼がございましたら、是非、ご協力ください」と記載し社協会員募集を PR する。 ・ コミュニティ行事において、社協会員募集の PR ブースなどを設置する。

事業を行なおうとした動機①

現状と課題 ①	・ 高齢化率が44%超 ・ 高低差100m以上の坂道の街 ⇒5年後を見据えた当地域のあり方は？
現状と課題 ②	当地域は自然豊かで、 ・ 公園が22カ所 ・ 裏山にハイキングコース ⇒しかし、多くの公園は人が少なく殺風景

事業を行なおうとした動機②

～これまで地域住民で継続的な話し合いを実施～
ワークショップの意見から発意

発意①	⇒公園、裏山をより魅力ある住民の憩いの場にしたい ⇒高齢者から子どもまでが、より交流可能な街づくりが必要
発意②	⇒当地域のテーマ①「見守り」②「居場所づくり」③「防災」に、 ④「健康づくり」を加えよう

共感・
協働

宝塚市に相談⇒共感を得る。
⇒市と市民の協働事業としての位置づけ
(エイジフレンドリーシティ構想の実現、公園アドプト制度活用)

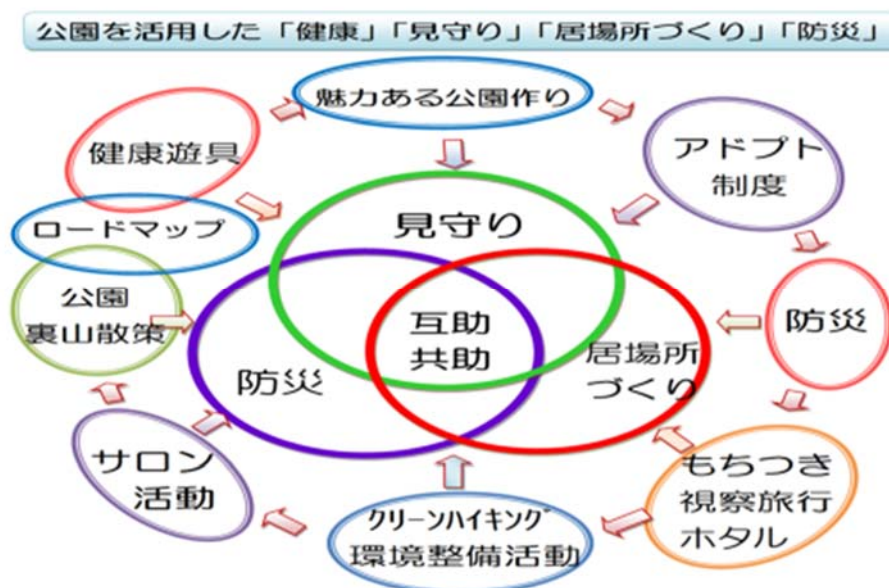
事業の内容

①	公園や裏山の自然を活用し、魅力ある『公園活用方法』を住民が考え、具体化する。
②	公園の活用策をまとめて紹介する『ロードマップ』を作成する。
③	《公園活用策の例》 できることから実現することを目指す。 ・ 住民 ⇒ 体操の場づくり、花壇づくり、裏山ハイキングコースの整備 ・ 市事業⇒ 既存健康遊具の活用・新設、ミニサッカーゴールの設置 など
④	ロードマップのPRと発表会 (1) ワークショップ開催、広報誌掲載 (2) 本事業に取り組んだ自治会による発表会 (3) 健康遊具で遊ぼう会

期待される効果

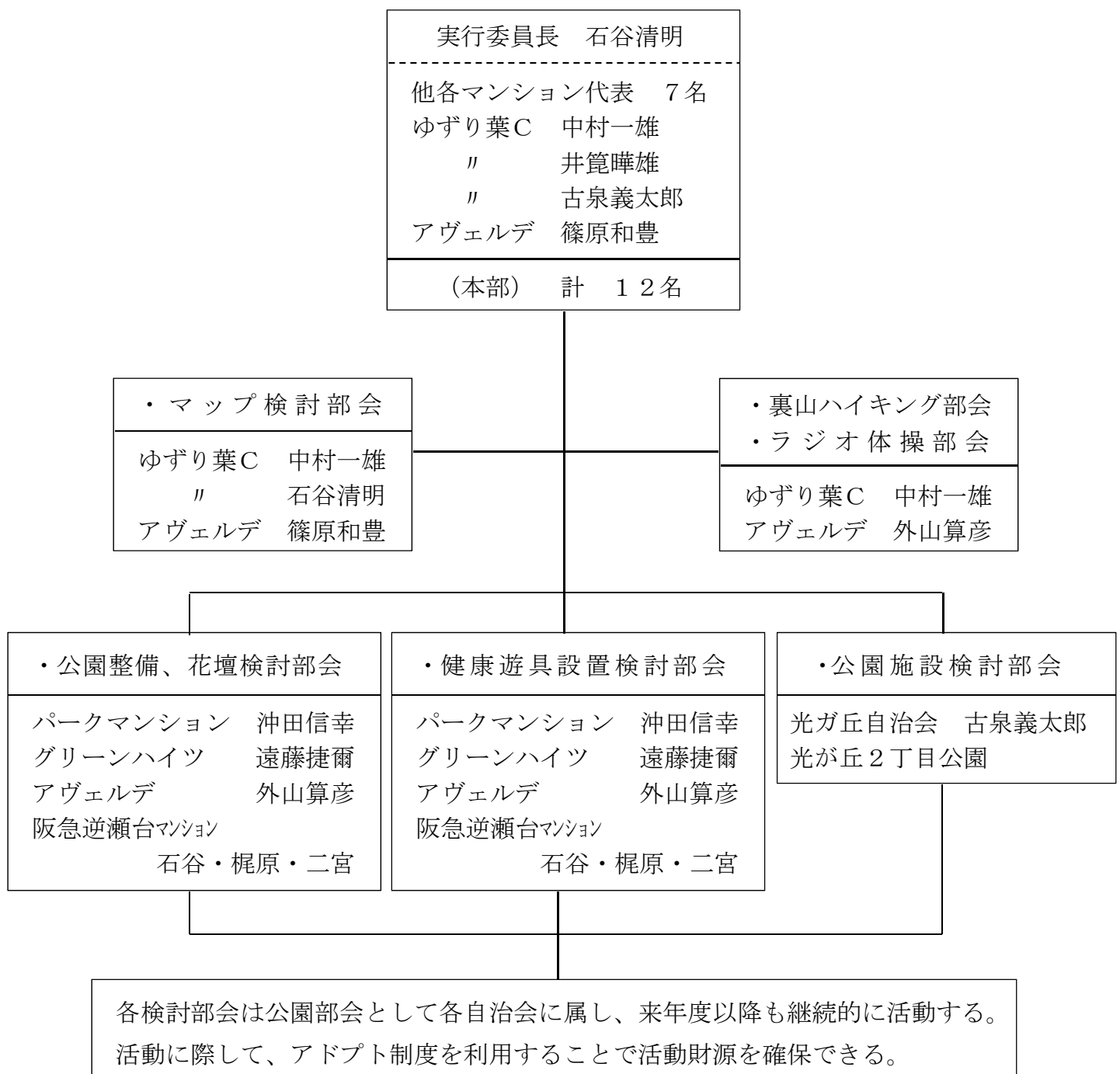
①	推進組織を構成し、公園の活用策を住民で考える。 ⇒住民の連帯感が生まれ、地域創成への関心が増す。 ⇒公園が日常的な「居場所づくり」「見守り」の場となる。 ⇒災害時には、安否の確認場所として、活用が可能になる。
②	花壇づくり・健康づくりの専門家（NPO等 専門職）の指導を受け、活動ノウハウを取得できる。
③	『ロードマップ』を活用 ⇒子どもから高齢者まで、自分の興味や体力に見合った公園・裏山巡りのコースを自分で企画し、楽しみながら「健康づくり」ができる。
④	アドプト制度の活用により、活動資金を確保できる。 ⇒市にも制度普及メリットがある。
⑤	「健康づくり」・「見守り」・「居場所づくり」・「防災」のすべてを、事業を通して実現

目指すもの



事業の名称	(行政提案型事業)「お互いさま」があふれるまちづくり ～エイジフレンドリーシティ宝塚の取組～ 逆瀬台地域の魅力ある公園の創造と ロードマップを活用した地域創生事業
-------	--

「公園リノベーション」実行委員会組織図



事業収支予算書

団体名 逆瀬台小学校区まちづくり協議会

事業名 逆瀬台地域の魅力ある公園の創造とロードマップを活用した地域創生事業

収入

(単位：円)

費 目	収入内容	積算根拠	金 額
自己負担額	会費	3,294 世帯×30 円	98,820
事業収入			0
寄附金等			0
補助金	きずなづくり推進事業補助金	※	500,000
合 計		総合計(①+②)と同額	598,820

※行政提案型事業では①の額で50万円を上限とします。

自由提案型事業では①×1/2 で補助金額は30万円を上限とします。

地域密着型事業では①×1/2 で補助金額は5万円を上限とします。

支出【補助対象経費】

(単位：円)

費 目	支出内容	積算根拠	金 額
報償費	講師、指導員謝礼	講師 1回 10,000 円 指導員 2回 20,000 円	30,000
印刷製本費	ロードマップ費用		160,000
1、	用紙、封筒代他	用紙代 10,000 円、封筒代 5,000 円	15,000
2、	マップ印刷費	@2.5 円×4,000 部(マップ印刷)	10,000
3、	ポスター等コピー代	@30 円×500 部(PR用ポスター等カラーコピー)	15,000
4、	PR用ニュース発行	@12.5 円×1,600 部×6(編集、印刷)	120,000
備品購入費	公園整備費	花壇整備用用具代他 10 か所×15,000	150,000
旅費	交通費、通行料金他	交通費実費、市役所、他地区視察他	50,000
需要費	消耗品費、文具代	インクリボン、ファイル他	50,000
役務費	通信運搬、郵便費用	切手@82 円×100 枚、振込手数料、電話代、保険代他	45,000
使用料賃借料	会場・機器使用料、	3 回×5,000 円	15,000
合 計 ①			500,000

支出【補助対象外経費】

(単位：円)

費 目	支出内容	積算根拠	金 額
会議費	会議用お茶、茶菓子	500ml(150 円)×300 本、茶菓子	98,820
合 計 ②			98,820
総 合 計		① ②	598,820